

1. 初日作業開始前には、統括安全衛生責任者、安全衛生管理者、主催者、劇場スタッフ、乗込みスタッフ全員で、朝礼を行い一日の作業確認、安全確認後、作業を開始すること。
2. 搬入、仕込み作業時及びバラシ、搬出時はヘルメットを着用し、高所作業時はフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、安全作業に努めること。また、テールゲートリフターを操作する際は特別講習を受講済みの者が行うこと。
ただし、高所作業終了後及び落下防止、転倒防止が施された後は劇場スタッフと舞台監督の協議のもとヘルメット着用を解除することとするが引き続き安全作業に努めること。
3. 服装に関しては、短パンでの作業を禁止（レギンス等肌の露出をおさえた物をはいていれば問題なし）とする。
4. 靴は安全靴、もしくはそれに準じる靴（スニーカー可）を着用する。
伝統芸能等、稽古・公演に際して足袋雪駄の着用が求められる現場においても仕込み・バラシや高所作業時は、安全靴もしくはそれに準じる靴を着用すること。
5. イントレ作業、高所作業は足場組立等作業特別講習やフルハーネス型墜落制止用器具特別講習の修了者が行うこと。
6. 高所作業台に作業員が乗ったまま移動する際は、作業床位置が2m以下まで降下すること。
7. 脚立作業時（2m以上、天板に乗る作業等は労働安全衛生規則により禁止）は、ヘルメットを着用し脚立を押さえる補助員をつけること。
8. ギャラリーに上がる際は劇場スタッフに声を掛けてから上がること。
9. 音響調整に関しては、舞台機構運転や高所作業を行う際の音出しは中断すること。
10. バラシ前日もしくは当日バラシ前に各部署責任者が集まってのバラシ打合せを行うこととする。
11. 劇場内では主催者もしくは劇場が用意したスタッフパスや名札を着用し公演関係者である事が周知できるようにすること。
12. 主催者は必ず劇場内（楽屋等）に担当者を配置する等、非常の際に連絡がとれるように努めること。
13. 上記事項までに必要となる安全保護器具（ヘルメット、フルハーネス型墜落制止用器具等）については労働安全衛生法第四章第二十四条より、「事業者（主催者）が講ずる措置等」に含まれることとし、事業者及び作業員が持込むものとする。
14. 事業者（主催者）が熱中症による健康障害を防止するための措置を実施すること。
（労働安全衛生規則改正省令 令和7年6月1日）

以上「労働安全衛生規則」、「劇場等演出空間運用基準協議会」の定めるガイドラインに基づいて安全かつ衛生的に作業を行うことに努めること。